

労 災 保 険

二次健康診断等給付 の 請求手続



定期健康診断等の結果、脳・心
臓疾患に関連する一定の項目に
ついて異常の所見があるとき

厚 生 労 働 省
都 道 府 県 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、脳・心臓疾患に関する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、二次健康診断等給付が支給されます。

◆ 給付の要件 ◆

1 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断された方が受けることができます。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ B M I （肥満度）の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、①から④の検査項目において異常なしの所見と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。

2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと

一次健康診断またはその他の機会で、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方については、二次健康診断等給付の対象とはなりません。

3 特別加入者でないこと

特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、特別加入者は二次健康診断等給付の対象とはされていません。

給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導が給付されます。

1 二次健康診断

二次健康診断は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には、次の検査を行います。

① 空腹時血中脂質検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライド（中性脂肪）の量により血中脂質を測定する検査

② 空腹時血糖値検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した血中グルコースの量（血糖値）を測定する検査

③ ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査

食事による一時的な影響が少なく、過去1～2か月間における平均的な血糖値を表すとされているヘモグロビンA_{1c}の割合を測定する検査

※ 一次健康診断で受診している場合は、二次健康診断では支給されません。

④ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査

- ・ 負荷心電図検査

階段を上り下りするなどの運動により心臓に負荷を加えた状態で、心電図を計測する検査

- ・ 胸部超音波検査

超音波探触子を胸壁に当て、心臓の状態を調べる検査

⑤ 頸部超音波検査（頸部エコー検査）

超音波探触子を頸部に当て、脳に入る動脈の状態を調べる検査

⑥ 微量アルブミン尿検査

尿中のアルブミン（血清中に含まれるタンパク質の一種）の量を精密に測定する検査

※ 一次健康診断の尿蛋白検査で、疑陽性（±）または弱陽性（+）の所見が診断された場合に限ります。

2 特定保健指導

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため、医師又は保健師の面接により行われる保険指導です。具体的には、次の指導を行います。

なお、特定保健指導は、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断され

た場合は実施されません。

① 栄養指導

適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導

② 運動指導

必要な運動の指針を示す指導

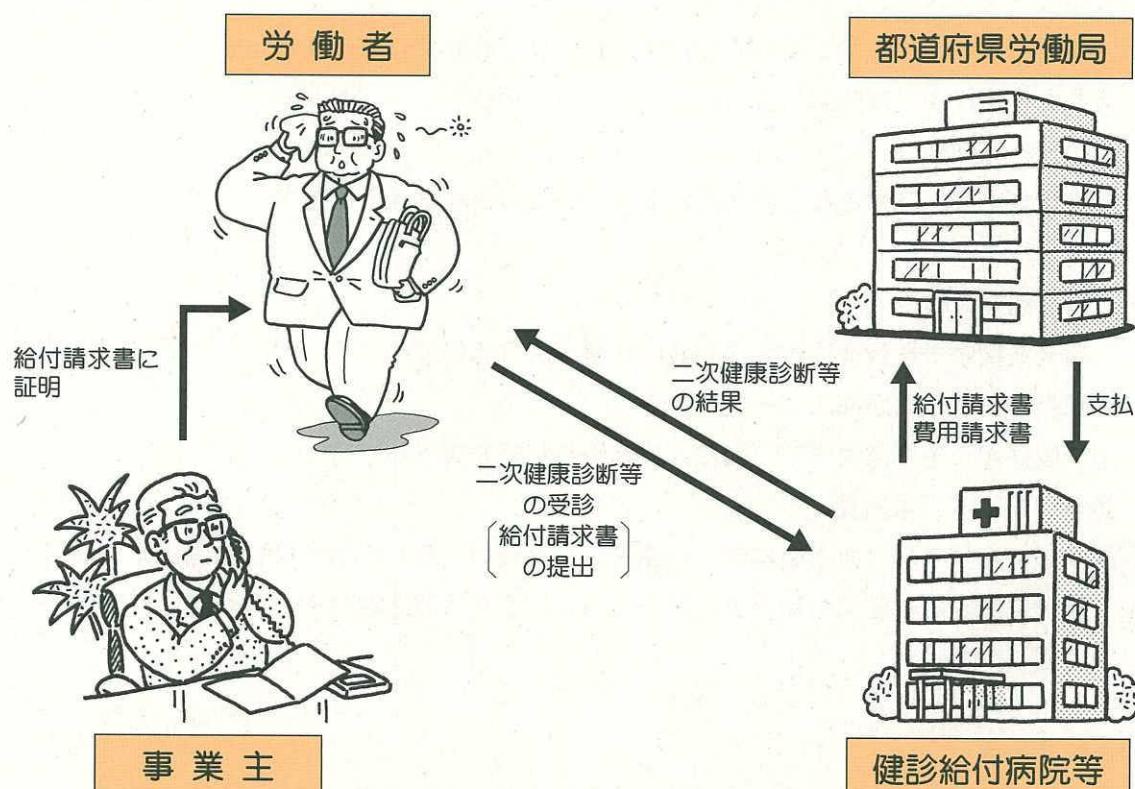
③ 生活指導

飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

二次健康診断等給付の支給の流れ

二次健康診断等給付は、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所（以下「健診給付病院等」といいます。）において、直接二次健康診断及び特定保健指導そのものを給付する、いわゆる現物給付方式になります。そのため、受診した方が二次健康診断等給付に要する費用を負担する必要はありません。

二次健康診断等給付の流れは以下のようになります。



給付請求の方法

二次健康診断等給付を受けようとする方は、二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）に必要事項を記入し、一次健康診断の結果を証明することができる書類（一次健康診断の結果の写しなど）を添付して、健診給付病院等を経由して、所轄の都道府県労働局長に提出してください。

請求に当たっての注意事項

1 請求期間

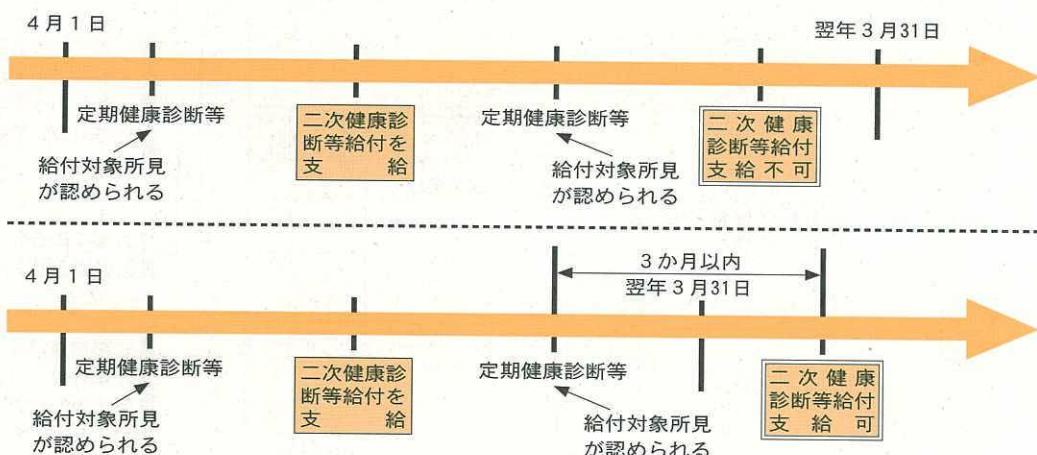
二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3か月以内に行わねばなりません。一次健康診断の受診日から3か月を過ぎて請求が行われた場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。

ただし、次のようなやむを得ない事情がある場合は除きます。

- ① 天災地変により請求を行うことができない場合。
- ② 一次健康診断を行った医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合。

2 給付を受けることができる回数

二次健康診断等給付は、1年度内（4月1日から翌年の3月31日までの間）に1回のみ受けすることができます。そのため、同一年度内に2回以上の定期健康診断を受診し、いずれの場合も二次健康診断等給付の要件を満たしている場合でも、二次健康診断等給付はその年度内に1回しか受けることができません。



3 二次健康診断等給付を受けることができる医療機関

二次健康診断等給付は、健診給付病院等でのみ受けることができます。

請求書記載例(表)

様式第16号の10の2 (表面) 労働者災害補償保険

二次健康診断等給付請求書

裏面に記載してある注意事項をよく
読んだ上で、記入してください。

標準字体

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ス	フ	ム	ユ	ル	"
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	。	
4	9	オ	コ	ソ	ト	/	ホ	モ	ヨ	ロ	-

一次健康診断を受けた年月日
を記入してください。

帳票種別	①管轄局	②帳票区分	③保留	④受付年月日
※ 38500	/	/	/	元号 年 半 月 日

※印の欄は記入しないでください。

⑤府県等番号	⑥処理区分	⑦支給・不支給決定年月日	⑧特例コード
13101123456	※	元号 年 半 月 日	1 3か月前 3産業医等 51及び3

⑨性別	⑩労働者の生年月日	⑪一次健康診断受診年月日	⑫二次健康診断受診年月日
男 1 3大正 5平成 5昭和 7平成 女 2 9年は右へ 1~9年は右へ 1~9年は右へ 1~9年は右へ	5310426	7140514	7140620

シメイ(カタカナ):姓と名の間に1文字あけて記入してください。	ススノキシロウ
---------------------------------	---------

氏名 鈴木 次郎 (46歳)
フリガナ ネリマ クタカノダイ
住所 練馬区高野台1-2-3
郵便番号

一次健康診断(直近の定期健康診断等)における以下の検査結果について記入してください。(以下の⑩、⑪、⑫及び⑬の異常所見について、すべて「有」の方が二次健康診断等給付を受給することができます。)				
⑭血圧の測定における異常所見(高い場合に限る。)	⑮血中脂質検査における異常所見(高い場合に限る。ただしHDLコレステロールについては、低い場合に限る。)	⑯B M I (肥満度)の測定における異常所見(高い場合に限る。)	⑰尿蛋白検査についての所見	⑲脳又は心臓疾患について療養を行っている場合、当該疾患の症状の有無
1 有 3 無	1 有 3 無	1 有 3 無	1 有 3 無	1 有 3 無

名称 山田病院	電話番号 03-1234-5678
二次健康診断等実施機関の所在地 練馬区東大泉1-2-34	郵便番号 177-0012

⑭の期日が⑪の期日から3か月を超えている場合、その理由について、該当するものを○で囲んでください。 イ 天災地変により請求を行うことができなかった。 ロ 医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた。	ハ その他 理由:
---	-----------

⑯の者について、⑪の期日が一次健康診断の実施日であること及び添付された書類が⑪の期日における一次健康診断の結果であることを証明します。 事業主 証明欄 株式会社 本田商事 事業の名称 中央区銀座2-4-6 事業場の所在地 代表取締役 本田太郎 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業場の名称・所在地	14年6月13日 電話番号 03-3535-2211 郵便番号 XXX-XXXX
---	--

上記により二次健康診断等給付を請求します。 東京 労働局長 殿	⑪請求年月日 7平成 7130618
------------------------------------	-----------------------

郵便番号 XXX-XXXX 請求人の住所 練馬区高野台1-2-3 氏名 鈴木 次郎	(記名押印又は署名)
---	------------

病院 診療所	支給決定証書	局長 部長 課長	調査年月日 復命書番号 決定年月日	不支給理由
--------	--------	----------	-------------------------	-------

※印の欄は記入しないでください。

請求書記載例(裏)

様式第16号の10の2（裏面）

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲んでください。		
イ 血圧	<input type="checkbox"/>	
ロ 血中脂質	<input type="checkbox"/>	
ハ 血糖値	<input type="checkbox"/>	
ニ B M I (肥満度)	<input type="checkbox"/>	
	異常の所見があると診断 した産業医等の氏名	印 (記名押印又は署名)

[注意]

- 1  で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字

読取装置（O C R）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけたりしないでください。

- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲み（⑨及び⑩から⑪までの事項並びに⑫、⑬、⑭及び⑮の元号については、該当番号を記入枠に記入すること。）、※印のついた記入欄には記入しないでください。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りように記入してください。
- 4 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等（労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの）をいいます。
- 5 ⑫は、実際に二次健康診断を受診した日（複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日）を、また、⑬は、二次健康診断等給付を請求した日（二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日）をそれぞれ記入してください。
- 6 ⑭から⑯までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えてください。
- 7 「二次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄については、実際に二次健康診断等を受診した医療機関の名称及び所在地を記載してください（胸部超音波検査（心エコー検査）又は頸部超音波検査（頸部エコー検査）を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する必要はありません。）。
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。
- 9 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記載してください。
- 10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第13条に基づき当該労働者が所属する事業場に選任されている産業医や同法第13条の2に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師（地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を備えた医師等）をいいます。

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削字 印 加字	社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
----------------------------	---------------	--------------------	----------------------	----	------

一次健康診断を行った医師が血圧、血中脂質、血糖値、B M I（肥満度）のいずれかについては異常の所見が認められないと診断した場合で、その後産業医等が上記のいずれかの項目について異常があると診断したことにより二次健康診断等給付を受ける要件を満たした場合には、産業医等が異常の所見があると診断した項目に○を付してください。